

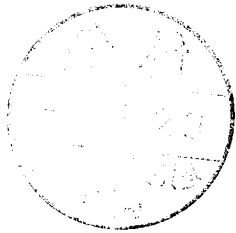


事件番号 令和2年(不)第2号

事件名 神戸市看護大学事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 公立大学法人神戸市看護大学



答 弁 書

令和2年1月28日

大阪府労働委員会 御中

〒650-0034 神戸市中央区京町75番1

京町栄光ビル5階

京町法律事務所(送達場所)

Tel 078(331)0561 Fax 078(331)3288

被申立人代理人

弁護士 吉 田 裕 樹

第1 救済申立に対する答弁

申立人の救済申立を棄却する。

第2 不当労働行為を構成する具体的事実についての認否

1 (1) について

(1) 第1段落は、不知

(2) 第2段落は、認める。

2 (2) について

(1) ①について

概ね認める。ただし、被申立人が公立大学法人として設立されたのは2019年4月1日であり、被申立人がPaul ■■■ 組合員（以下「本件組合員」という。）との間で労働契約を締結したのは、2019年度が最初である。

(2) ②について

認める。

(3) ③について

認める。

3 (3) について

(1) ①について

申立人が乙1号証の書面を被申立人に差し入れたことは認める。

(2) ②について

被申立人が乙2号証の電子メールを申立人に送信したことは認める。

(3) ③について

申立人が乙3号証の書面を被申立人に差し入れたことは認める。

(4) ④について

認める。

(5) ⑤について

ア 第1段落について

認める。なお、小林良成については、教務学生課教務係長である。

イ 第2段落、第3段落について

被申立人が、申立人による不開講授業の賃金請求等の要求について、応じられない旨の回答をしたことは認める。被申立人の本件団交における回答内容は後述のとおりである。

ウ 第4段落について

被申立人が、申立人による2020年度の授業コマ数の維持を求める要求について、応じられない旨の回答をしたことは認める。被申立人の本件団交における回答内容は後述のとおりである。

エ 第5段落について

認める。

(6) ⑥について

申立人が乙4号証の書面を被申立人に差し入れたことは認める。

(7) ⑦について

被申立人が乙5証の書面を申立人に差し入れたことは認める。

4 4項及び5項について

被申立人は本件団交において誠実に対応しており、本件団交における被申立人の対応が労働組合法第7条第2号に規定する団交拒否の不当労働行為を構成するという申立人の主張は、否認ないし争う。本件団交の経過は、後述のとおりである。

第3 被申立人の主張

1 労働契約の内容

被申立人は、本件組合員との間で、2019年4月1日、契約期間を「2019年4月1日から2020年3月31日」まで、担当業務を「学生への授業」賃金を「授業1限あたり1万2400円」と定めて労働契約を締結し（乙6）、担当授業を下記のとおり事前に案内していた。

記

【前期】 コミュニケーション英語ⅡA 水曜日 第3時限、第4時限

【後期】 コミュニケーション英語ⅡB 水曜日 第3時限、第4時限

なお、コミュニケーション英語ⅡA及び同Bの授業は、被申立人のカリキ

ュラム上必須科目でなかった。また、通年科目ではなく、前期にコミュニケーション英語ⅡAを履修した学生が後期に同Bを履修するか否かは自由であった。

2 2019年度の後期授業が不開講となった経緯

後期の初回開講日（2019年10月16日）の時点では、コミュニケーション英語ⅡBの第4時限（以下「本件授業」という）について、1名の学生が履修登録をしていたが、その後、履修登録修正期間（2019年10月22日～同月25日）に、当該学生が当該履修登録を取り消したため、本件授業については、履修登録者がいなくなり、不開講となった。

3 2020年度の雇用契約を更新しなかった経緯

被申立人は、グローバルな視点を培い国際交流を推進することを目標の一つとして掲げているところ、その施策として、2020年度からは教員や学生に対する国際学会発表・英語論文作成支援及び学生に対する英語の授業も担当する英語を母語とする専任教員を採用することを計画し、2019年9月に英語を母国語とする専任教員1名を採用した。

これに伴い、2019年度に本件組合員が担当していたコミュニケーション英語ⅡA及び同Bの授業は、2020年度以降、上記専任教員が担当することとなったため、被申立人は、本件組合員に対し、2019年9月9日付けで、2020年度以降は労働契約を更新しない旨の通知を行った（乙7）。

4 本件団交における被申立人の説明内容

(1) 被申立人は、申立人の要求事項について以下の説明を行った。

(2) 本件授業の不開講に伴う要求事項

被申立人は、上記2の事情を説明したうえで、履修登録者がいなくなったことによる不開講は、民法536条2項本文の「債権者の責めに帰すべき事由」にも、労働基準法26条の「使用者の責めに帰すべき事由」にも該当し

ないため、賃金または休業手当の支払い義務はないと考えており（乙8）、本件授業の不開講について、授業の開講、代替業務の提供、賃金の満額支給の要求には応じられない旨を回答した。

また、被申立人は、早期且つ円満な解決を図るべく、被申立人と設置者を同じくする他大学の取扱事例を参考に、不開講となった本件授業について、2019年11月末までの分の賃金相当額を支払う内容の解決案を提示した。

(3) 2020年度の授業コマ数に関する要求事項

被申立人は、上記3の事情を説明し、2020年度の授業のコマ数を2019年度と同等以上とすることという申立人の要求には応じられない旨を回答した。

5 回答期限について

申立人は、2019年12月23日付け申入書において、回答期限を同月27日と記載していたにもかかわらず、被申立人からの回答が2020年1月6日となったことについても不誠実団交を基礎付ける事情となるかのように主張している。

しかしながら、申立人が一方的に設定した回答期限について、被申立人が遵守する義務を当然に負うわけではない。被申立人は、上記申入書を受けて、本件の対応を代理人弁護士に委嘱したが、年末年始の期間を挟む中で可及的速やかに回答書を申立人に差し入れており、不誠実という評価は当たらないし、そもそもこれは本件団交における出来事ではない。

6 以上のとおり、被申立人は、本件団交において誠実に対応しており、労働組合法7条2号に規定する団交拒否の不当労働行為を構成することはないから、申立人の救済申立は、直ちに棄却されるべきである。

以上